

京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

平成24年12月4日	決定
平成24年12月28日	改正
平成27年6月1日	改正
平成28年4月1日	改正
平成29年4月1日	改正
平成31年4月1日	改正
令和2年9月3日	改正
令和3年4月1日	改正
令和4年9月30日	改正
令和5年4月1日	改正
令和6年4月1日	改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 認定の手續（第3条～第13条）
- 第3章 その他（第14条～第18条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、低炭素建築物新築等計画の認定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法に定めのあるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定基準 法第54条第1項各号の基準をいう。
- (2) 認定低炭素建築物新築等計画 法第54条第1項の規定において認定を受けた低炭素建築物新築等計画をいう。
- (3) 審査機関 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査を行うため、市長が定める者をいう。
- (4) モデル建物法 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第1に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する方法をいう。
- (5) 軽微変更該当証明書 省令第46条の2に規定する軽微な変更該当していることを証する書面をいう。
- (6) 譲受人 認定建築主から、認定を受けた建築物又は住戸の名義を譲り受けた者をいう。

第2章 認定の手續

（事前協議）

第3条 法第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、当該認定申請に先立ち、次に掲げる事項について、市長に事前協議を行うものとする。ただし、第6条第1項に規定する審査を受ける場合は、この限りではない。

- (1) 建築物の用途
- (2) 手数料の額
- (3) 法第54条第1項第2号に規定する基準への該当性

2 前項の事前協議は、事前協議書（第1号様式）1部に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図（用途の別が分かるもの）
- (4) 床面積求積図
- (5) 用途別床面積表（住宅以外の用途がある場合に限る。）
- (6) 立面図
- (7) 建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書に相当する書類（法第54条第2項の規定による申出をしようとする場合に限る。）

（認定内容変更事前協議）

第4条 法第55条第1項の規定により、認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をしようとする者（以下「変更認定申請者」という。）は、変更認定申請に先立ち、次に掲げる事項について、市長に事前協議を行うものとする。ただし、第6条第2項に規定する審査を受ける場合は、この限りではない。

- (1) 建築物の用途
- (2) 手数料の額
- (3) 法第54条第1項第2号に規定する基準への該当性

2 前項の事前協議は、認定内容変更事前協議書（第2号様式）1部に変更前と変更後の図書を添えて行うものとする。

（軽微変更該当証明事前協議）

第5条 省令第46条の2の規定により、軽微変更該当証明書の交付を求める者（以下「証明書請求者」という。）は、交付請求に先立ち、次に掲げる事項について、市長に事前協議を行うものとする。ただし、第6条第3項に規定する審査を受ける場合は、この限りではない。

- (1) 建築物の用途
- (2) 手数料の額
- (3) 法第54条第1項第2号に規定する基準への該当性

2 前項の事前協議は、軽微変更該当証明事前協議書（第3号様式）1部に変更前と変更後の図書を添えて行うものとする。

（審査機関の審査）

第6条 認定申請者は、認定申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が認定基準（市長が定めるものを除く。）に適合していることについて、審査機関による審査を受けることができる。

2 前項の規定は、変更認定申請を行う場合について準用する。

3 第1項の規定は、軽微変更該当証明書の交付請求を行う場合について準用する。

（認定申請等）

第7条 認定申請は、省令第41条第1項に規定する申請書の正本1部及び副本1部に、それぞれ同項に規定する添付図書を添えて行うものとする。

2 変更認定申請は、省令第45条に規定する申請書の正本1部及び副本1部に、それぞれ前項に規定する添付図書のうち、当該変更に係るものを添えて行うものとする。

3 軽微変更該当証明書の交付請求は、軽微変更該当証明書交付請求書（第4号様式）の正本1部及び副本1部に、それぞれ第1項に規定する添付図書のうち、当該軽微変更に関するものを添えて行うものとする。

（建築確認申請の特例の申出）

第8条 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出は、第7条第1項又は第2項の申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の申出において、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（以下「特定構造計算基準等」という。）に適合するかの審査を要する場合は、当該申出は、任意判定結果通知書（指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定に準じた判定を行った結果を記載した通知書をいう。）の写し、当該判定を行った図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する建築主事又は建築副主事が特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を行う場合はこの限りではない。

（計画の通知）

第9条 市長は、法第54条第2項の規定による申出を受けた場合は、低炭素建築物新築等計画通知書（第5号様式）に低炭素建築物新築等計画を添えて建築主事又は建築副主事に通知するものとする。

（申請の取下げ等）

第10条 認定申請者又は変更認定申請者は、当該申請を取り下げようとする場合は、低炭素建築物新築等計画の認定申請取下げ届（第6号様式）1部を市長に提出するものとする。

2 証明書請求者は、当該請求を取り下げようとする場合は、軽微変更該当証明書交付請求取下げ届（第7号様式）1部を市長に提出するものとする。

（認定しない旨の通知）

第11条 市長は、認定申請又は変更認定申請の内容が認定基準に適合しないと認める場合は、低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知書（第8号様式）により認定申請者又は変更認定申請者に通知するものとする。

（軽微変更該当証明書の交付等）

第12条 市長は軽微変更該当証明書の交付を請求された低炭素建築物新築等計画の変更が省令第44条の軽微な変更該当すると認める場合は、軽微変更該当証明書（第9号様式）を証明書請求者に交付する。

2 市長は軽微変更該当証明書の交付を請求された低炭素建築物新築等計画の変更が省令第44条の軽微な変更該当しないと認める場合は、軽微な変更該当しない旨の通知書（第10号様式）により証明書請求者に通知するものとする。

（低炭素化のための建築物の新築等の取りやめ）

- 第13条 法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等（以下「低炭素建築物の新築等」という。）を取りやめようとする場合は、低炭素建築物の新築等取りやめ届（第11号様式）1部に、省令別記様式第6（省令第43条第2項に規定する通知書をいう。）を添えて市長に提出するものとする。
- 2 前項の計画において計画変更認定を受けた者にあつては、省令別記様式第8（省令第46条において準用する省令第43条第2項に規定する通知書をいう。）を、軽微変更該当証明書の交付を受けた者にあつては、当該軽微変更該当証明書を、前項の図書に加えて市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により低炭素建築物の新築等の取りやめ届の提出があつた場合は、法第54条第1項の認定を取り消すこととし、低炭素建築物の新築等取りやめ届に係る認定取消通知書（第12号様式）により認定建築主に通知するものとする。

第3章 その他

（報告の徴収）

- 第14条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、低炭素建築物の新築等工事完了報告書（第13号様式）1部に、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に基づく検査済証の写しを添えて（低炭素建築物の新築等の工事が同法第6条第1項及び同法第6条の2第1項に定める確認申請を不要とする場合を除く。）、市長に報告しなければならない。
- 2 認定建築主は、建築物又は住戸の名義が変更になった場合、譲受人と共同して、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の名義を変更した旨の報告書（第14号様式）1部を市長に報告しなければならない。
- 3 法第56条の規定による報告を求められた認定建築主は、低炭素建築物の新築等状況報告書（第15号様式）1部を市長に提出しなければならない。

（改善命令）

- 第15条 法第57条の規定による改善命令は、低炭素建築物の新築等に関する改善命令書（第16号様式）により行う。

（認定の取消し）

- 第16条 法第58条の規定により認定を取り消した場合は、認定低炭素建築物新築等計画の認定取消通知書（第17号様式）により認定建築主に通知するものとする。

（手数料の納付）

- 第17条 京都市都市計画関係手数料条例第9条に規定する事務に係る手数料は、京都市会計規則第27条に規定する納入通知書により納付しなければならない。

（その他）

- 第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年９月３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

事前協議書

(あて先) 京都市長	年 月 日
協議者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	協議者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名記名)
	電話: ()

☐ 次の者を代理人と定め、京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第3条第1項の規定による事前協議に関する一切の権限を委任します。	
代 理 人	会社名等: 所 在 地: 電話: () (担当者: 担当者連絡先: ())
☐ 代理人無し	

京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第3条第1項の規定により、次のとおり低炭素建築物新築等計画の認定について事前協議します。

1 建築 (予定場所)	京都市 区			
2 建築物の 構造・規模	☐ 木造 ☐ S造 ☐ RC造 ☐ SRC造 ☐ その他 () 階 数 : 地上 階 / 地下 階 延 べ 面 積 : m ²			
3 建築物の用途	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 非住宅建築物 ☐ 複合建築物			
4 申請に係る 建築物の 区分・床面積			事前審査有りの部分	事前審査なしの部分
	☐ 住宅部分	☐ 一戸建ての住宅	m ²	m ²
		☐ 共同住宅等	m ²	m ²
	☐ 非住宅部分		m ²	m ²
----- (事前審査なしの部分のうち、モデル建物法による部分 m ²)				
5 審査機関の審査	☐ 済 ☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 無 機関名:			
6 確 認 申 請	☐ 済 ☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 不要 機関名: 構造計算適合性判定 ☐ 要 (判定結果通知書添付・主事審査) ☐ 不要			
7 確認の特例	法第54条第2項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有			

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

注2 ※印欄は記入しないでください。

※受付欄		※認定手数料 年 月 日決定			
備考	年 月 日	課長	係長	担当	
	第 号	手 数 料 計 ￥		—	
		認 定 申 請 手 数 料 ￥		—	
		担当氏名	確 認 申 請 手 数 料 ￥		—
			適 判 相 当 手 数 料 ￥		—

都市の緑地の保全への配慮に係るチェックリスト

法令等	緑地の保全に関する制限等	手続の要、不要
都市緑地法	☐ 緑地保全地域	☐ 要（ ☐ 済） ☐ 不要
	☐ 特別緑地保全地区	☐ 要（ ☐ 済） ☐ 不要
	☐ 緑化地域	☐ 要（ ☐ 済） ☐ 不要
	☐ 緑化協定区域	☐ 要（ ☐ 済） ☐ 不要
生産緑地法	☐ 生産緑地地区	☐ 要（ ☐ 済） ☐ 不要
建築基準法	☐ 建築協定地区	☐ 要（ ☐ 済） ☐ 不要
近畿圏の保全区域 の整備に関する法律	☐ 近郊緑地保全区域	☐ 要（ ☐ 済） ☐ 不要
条例	☐ 京都市風致地区条例	☐ 要（ ☐ 済） ☐ 不要
	☐ 京都市地球温暖化対策条例	☐ 要（ ☐ 済） ☐ 不要

注3 該当する□には、レ印を記入してください。

事前協議に係る添付図書チェックリスト

添付図書
☐ 付近見取図 ☐ 配置図 ☐ 各階平面図（用途の別が分かるもの） ☐ 床面積求積図 ☐ 用途別床面積表（住宅以外の用途がある場合に限る。） ☐ 立面図 ☐ 建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書に相当する書類（法第54条第2項の規定による申出をしようとする場合に限る。）

注4 添付した図書の□に、レ印を記入してください。

第2号様式（第4条関係）

認定内容変更事前協議書

(あて先) 京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名記名） 電話：（ ）

☐ 次の者を代理人と定め、京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第４条第１項の規定による認定内容変更事前協議に関する一切の権限を委任します。					
代 理 人		会社名等： 所 在 地：電話：（ ） (担当者：)			
☐ 代理人無し					

京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり低炭素建築物新築等計画の変更について事前協議します。

1 建築（予定場所）	京都市	区
2 変更前の認定番号 及び認定年月日	第	一 号
3 変更内容 注1：変更前と変更後の図面を添付 してください（変更部分が分かるよ うに明記）。		
4 変更に係る 審査機関の審査	☐ 済 ☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 無 機関名： 注2：審査機関の審査なしの場合は、変更前後の評価方法を記載ください。 変更前： ☐ モデル建物法 ☐ その他（ ） 変更後： ☐ モデル建物法 ☐ その他（ ）	
5 計画変更確認申請	☐ 済 ☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 不要 機関名： 構造計算適合性判定 ☐ 要（判定結果通知書添付・主事審査） ☐ 不要	
6 確認の特例	法第54条第2項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有	

注3 該当する□には、レ印を記入してください。

※受付欄		※変更認定手数料		年 月 日決定	
備考	年 月 日	課長		係長	
				担当	
		☐	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更		
	☐	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条第1項（ ☐ 第1号 ☐ 第2号）による軽微な変更			
	第 号	手 数 料 計		¥ —	
		変 更 認 定 申 請 手 数 料		¥ —	
	担当氏名	計画変更確認申請手数料		¥ —	
適 判 相 当 手 数 料		¥ —			

注4 ※印欄は記入しないでください。

第3号様式（第5条関係）

輕微變更該当証明事前協議書

(あて先) 京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名記名） 電話： ()

☐ 次の者を代理人と定め、京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第5条第1項の規定による軽微変更該当証明書の交付の事前協議に関する一切の権限を委任します。	
代 理 人	会社名等： 所 在 地： 電 話： () (担当者：)
☐ 代理人無し	

京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり軽微変更該当証明書の交付について事前協議します。

1 建築（予定場所）	京都市 区
2 変更前の認定番号 及び認定年月日	第 一 号 年 月 日
3 変更内容 注１：変更前と変更後の図面を添付してください（変更部分が分かるように明記）。	
4 変更に係る 審査機関の審査	☐ 済 ☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 無 機関名：
5 計画変更確認申請	☐ 済 ☐ 審査中 ☐ 未審査 ☐ 不要 機関名： 構造計算適合性判定 ☐ 要（判定結果通知書添付・主事審査） ☐ 不要

注2 該当する□には、レ印を記入してください。

※受付欄		※軽微変更該当証明手数料		年	月	日決定
備考	年	月	日	課長		係長
						担当
	☐	都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更				
	☐	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 4 4 条第 1 項（ ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号）による軽微な変更				
第	号	手 数 料 計		¥	—	
		軽微変更該当証明手数料		¥	—	
担当氏名						

注3 ※印欄は記入しないでください。

軽微変更該当証明書交付請求書

年 月 日

京都市長 様

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

設計者氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が同規則第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を請求します。この請求書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

計画の変更が軽微な変更該当すると証する直前の低炭素建築物新築等計画認定

【認定通知書番号】 第 ー 号

【認定通知書交付年月日】 年 月 日

【軽微な変更の概要】

※受付欄	※軽微変更該当証明書番号欄	※決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 請求者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

低炭素建築物新築等計画通知書

年 月 日

建築主事又は建築副主事 様

京都市長

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）による申し出がありましたので、京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第9条の規定に基づき、低炭素建築物新築等計画を通知します。

1 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号
第 ー 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日
年 月 日

3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地

4 申請者の氏名又は名称

5 認定に係る建築物の位置

京都市 区

6 低炭素建築物新築等計画
別紙のとおり

第6号様式（第10条第1項関係）

低炭素建築物新築等計画の認定申請取下げ届

年 月 日

（あて先） 京都市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

下記の認定の申請を取り下げますので、京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第10条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 確認の特例（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に基づく申出）の有無
有 無
- 3 申請に係る建築物の位置

京都市 区
- 4 取下げ理由

※ 受 付 欄	※ 備 考
年 月 日	
第 一 号	
担当氏名	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 申請者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 7 号様式（第 1 0 条第 2 項関係）

軽微変更該当証明書交付請求取下げ届

年 月 日

（あて先） 京都市長

請求者の住所又は
主たる事務所の所在地
請求者の氏名若しくは名称
又は代表者の氏名

下記の軽微変更該当証明書の交付の請求を取り下げますので、京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第 1 0 条第 2 項の規定に基づき届け出ます。

記

1 請求年月日

年 月 日

2 請求に係る建築物の位置

京都市 区

3 取下げ理由

※ 受 付 欄	※ 備 考
年 月 日	
第 一 号	
担当氏名	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 請求者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第8号様式（第11条関係）

低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知書

京都市指令都建審第 号

年 月 日

様

京都市長

印

年 月 日付けで都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に基づく申請のあった別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、同法第54条第1項の規定による認定をしないこととしましたので、京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第11条の規定に基づき、これを通知します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所又は主たる事務所の所在地

3 申請に係る建築物の位置

京都市 区

4 理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

軽微変更該当証明書

都建審第 号
平成 年 月 日

様

京都市長

印

下記1の軽微変更該当証明書交付請求書に記載の低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1 請求年月日

年 月 日

2 建築物の位置

京都市 区

3 直前の低炭素建築物新築等計画認定の認定通知番号

第 ー 号

以上

（注意）この書面は、大切に保管しておいてください。

軽微な変更該当しない旨の通知書

京都市指令都建審第 号
年 月 日

様

京都市長 印

年 月 日付けで都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定に基づく請求のあった別添の請求書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、同規則第46条の2の規定による交付をしないこととしましたので、京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第12条の規定に基づき通知します。

記

1 請求年月日

年 月 日

2 請求者の住所又は主たる事務所の所在地

3 請求に係る建築物の位置

京都市 区

4 理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第 1 1 号様式（第 1 3 条第 1 項関係）

低炭素建築物の新築等取りやめ届

年 月 日

（あて先）京都市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

低炭素建築物の新築等を取りやめますので、京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第 1 3 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号（※変更認定申請を行った場合は変更認定番号も記入）
第 ー 号 （※第 ー 変 号）
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日（※変更認定申請を行った場合は変更認定年月日も記入）
年 月 日 （※ 年 月 日）
- 3 確認の特例（都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 2 項（同法第 5 5 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく申出）の有無
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置

京都市 区
- 5 認定建築主の氏名
- 6 取りやめ理由

※ 受 付 欄	※ 備 考
年 月 日	
第 ー 号	
担当氏名	

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

低炭素建築物の新築等取りやめ届に係る認定取消通知書

都建審第 号
年 月 日

様

京都市長 印

京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第13条第3項の規定に基づき、下記の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号（※変更認定番号）

第 一 号 （※第 一 変 号）

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日（※変更認定年月日）

年 月 日 （※ 年 月 日）

3 認定に係る建築物の位置

京都市 区

4 理由

年 月 日に低炭素建築物の新築等取りやめ届の提出があったため。

低炭素建築物の新築等工事完了報告書

年 月 日

（あて先） 京都市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

低炭素建築物の新築等の工事が完了しましたので、京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号（※変更認定申請を行った場合は変更認定番号も記入）
第 ー 号 （※第 ー 変 号）
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日（※変更認定申請を行った場合は変更認定年月日を記入）
年 月 日 （※ 年 月 日）
- 3 認定に係る建築物の位置

京都市 区
- 4 認定低炭素建築物新築等計画に基づき工事が完了したことを確認した建築士等
（ 級）建築士 （ ）登録 第（ 号）
住所
氏名
（ 級）建築士事務所 （ ）知事登録 第（ 号）
名称
所在地
- 5 軽微な変更の内容（別紙での記載も可）

※受付欄	※ 備 考
年 月 日	
第 号	
担当氏名	

- （注意） 1 ※印は記入しないでください。
- 2 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を合わせて記載してください。
- 3 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に基づく検査済証の写しを添付してください（低炭素建築物の新築等の工事が同法第6条第1項及び同法第6条の2第1項に定める確認申請を不要とする場合を除く。）。

第14号様式（第14条第2項関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の名義を変更した旨の報告書

年 月 日

（あて先） 京都市長

認定建築主 住所又は
主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名

譲受人 住所又は
主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の名義を変更しましたので、京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号（※変更認定申請を行った場合は変更認定番号も記入）
第 ー 号 （※第 ー変 号）
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日（※変更認定申請を行った場合は変更認定年月日を記入）
年 月 日 （※ 年 月 日）
- 3 認定に係る建築物の位置
- 京都市 区

※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
担当氏名	

- （注意） 1 ※印は記入しないでください。
- 2 認定建築主又は譲受人が法人である場合は、代表者の氏名を合わせて記載してください。

第15号様式（第14条第3項関係）

低炭素建築物の新築等状況報告書

年 月 日

（あて先）京都市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定により、報告の求めのあった低炭素建築物の新築等の状況について、京都市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第14条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号（※変更認定申請を行った場合は変更認定番号も記入）

第 一 号 （※第 一 変 号）

- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日（※変更認定申請を行った場合は変更認定年月日も記入）

年 月 日 （※ 年 月 日）

- 3 認定に係る建築物の位置

京都市 区

- 4 低炭素建築物の新築等の状況

※ 受 付 欄	※ 備 考
年 月 日	
第 一 号	
担当氏名	

（注意） 1 ※印欄は記入しないでください。

2 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

低炭素建築物の新築等に関する改善命令書

京都市達都建審第 号
年 月 日

様

京都市長 印

下記の低炭素建築物の新築等について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、以下のとおり、改善に必要な措置を命じます。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号（※変更認定番号）

第 一 号 （※第 一 変 号）

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日（※変更認定年月日）

年 月 日 （※ 年 月 日）

3 認定に係る建築物の位置

京都市 区

4 命ずる措置

5 改善の期限

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

認定低炭素建築物新築等計画の認定取消通知書

京都市達都建審第 号
年 月 日

様

京都市長 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、下記の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号（※変更認定番号）

第 一 号 （※第 一 変 号）

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日（※変更認定年月日）

年 月 日 （※ 年 月 日）

3 認定に係る建築物の位置

京都市 区

4 理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。